

羽秘収第 729 号  
平成29年 1月20日

公益社団法人 行田法人会  
会 長 鈴 木 秀 憲 様  
羽生支部長 齋 藤 哲 也 様

羽生市長 河 田 晃 明



平成29年度税制改正に関する提言について (回答)

日頃より、市制について御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、貴団体より提出いただきました標記提言につきまして、別紙のとおり回答  
いたします。



## 2. 地方税関係

### (1) 固定資産税の抜本的見直し

#### 【提言内容】

固定資産税は、都市計画税と合わせて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者が自ら申告する者ではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

#### 【回 答】

固定資産の評価については、地方税法第388条の規定により総務大臣が定めて告示した「固定資産評価基準」に基づき、実施しております。

その評価額を基に算定した課税標準額に、固定資産税は地方税法第350条に規定された標準税率（1.4%）を基に条例で定めた税率（1.4%）を乗じ、都市計画税は地方税法第702条の4に規定された制限税率（0.3%）を基に条例で定めた税率（0.3%）を乗じて税額を算定し、地方税法第364条の規定に基づき税額等を記載した納税通知書と課税される資産の内訳書である課税明細書を各納税者に送付しております。

したがって、評価方法及び課税方法の抜本的見直しにつきましては、法律及び評価基準等の改正が必要になります。

また、地方税法第416条の規定により縦覧制度が設けられており、納税者が他の土地や家屋の評価額を比較することで、評価額が適正であるかどうか判断できるようになっております。また、地方税法第382条の2に規定された固定資産課税台帳の閲覧制度により、納税者は自分の固定資産の課税内容について閲覧することができます。

その他、市ホームページにおいて固定資産税を含めた市税全般についてのあらましを掲載しております。

今後も納税者への情報開示を推進するとともに、課税誤りを防止するための事務の点検及び検証、固定資産税担当職員の専門知識及び能力の向上など、納税者の信頼の確保に努めてまいります。

(税務課)

### (2) 事業所税について

#### 【提言内容】

事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

#### 【回 答】

固定資産税は、資産（土地、家屋及び償却資産）に対して課されており、その用途は指定されず、一般経費に充てられる税であり、事業所税は、事業に対して課され、大都市地域において事務所、事業所等の集中によってもたらされる都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための目的税であることから、二重課税的な性格を有するとまではいえないと解されます。

市町村は、事業所税の課税団体ではありませんが、今後も、市税への影響などを含め、国の動向について注視してまいりたいと存じます。

(税務課)

## 平成29年度税制改正に関する提言（重点項目・羽生市用）に対する回答

### 1. 行政改革の徹底

#### (1) 公務員の人員と人件費の削減

##### 【提言内容】

「行革の徹底」には、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づいて自ら身を削ることが何より必要である。特に、公務員の定数削減、および公務員人件費の抑制等は急務であると考えます。

##### 【回答】

現在の地方自治体を取り巻く状況は、依然として極めて厳しい状況であります。羽生市においても、限られた財源で市民サービスの向上を図るため、これまでも定員管理の適正化を進めてまいりました。

このことから、平成27年4月時点、規模が類似している他団体と比較すると、人口1万人あたりの職員数（一般行政部門）が53.66人に対し、羽生市は45.09人となっております。

今後も、定員の適正化に取り組み、人件費の抑制を図っていきたいと考えております。

(総務課)

#### (2) 議員定数と報酬の削減

##### 【提言内容】

「行革の徹底」には、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づいて自ら身を削ることが何より必要である。特に、議員の定数削減、および議員人件費の抑制等は急務であると考えます。また、議員の政務活動費の透明性を高める（ネット開示）必要がある。

##### 【回答】

羽生市議会における議員定数の削減については、昭和59年より段階的に取り組んでおり、平成23年3月定例市議会に議員提出議案として「羽生市議会議員定数条例の一部を改正する条例」が提出・可決され、それまでの16名から2名を削減し、現在の14名となり、全国の同規模の自治体と比較しても議員定数の少ない市議会となっております。議員報酬についても、近隣市議会の状況等を勘案・検討し、その額を定めております。

また、政務活動費の透明性を高めることについては、市民に対し直接帳簿等の書類を閲覧することのできる制度が確立しております。インターネット等を活用したより一層の情報公開は、現在策定に向けて作業中の羽生市議会基本条例の中で検討して行きたいと考えており、今後も市民の負託にこたえ、かつ、市民に信頼される議会活動を推進してまいります。

(議会事務局・総務課)